

平成27年度

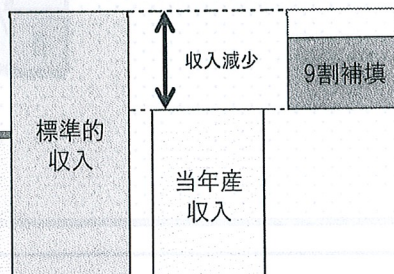
米・畑作物の ナラシ対策に加入しましょう！

米価が下落(収入が減少)した際に収入を補填する保険的制度です。

●「ナラシ対策」とは

「ナラシ対策」＝「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」

- 米・麦・大豆の収入減少の影響を緩和する制度
- 実際の販売価格による収入額と標準的収入額の差額の9割を補填
- 農業者：国 ＝ 1：3の割合で拠出



●「ナラシ対策」の加入要件

対象者：「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農」

「ナラシ対策」に加入するためには、27年産の加入申請期限(27年6月末)までに、「認定農業者」や「認定新規就農者」となっていたか、集落営農を組織して参加していただくこと等が必要です。加入希望者は、3月末までに、下記問い合わせ先まで、ご相談ください。

認定農業者 になるには

「農業経営改善計画」を作成し、金沢市の認定を受けることが必要です。承認されれば、「認定農業者」となります。

【農業経営改善計画とは？】
自らの農業の5年後の目標(農業所得約380万円/人)や、その達成に向けた取り組みを記載するもの

認定新規就農者 になるには

「青年等就農計画」を作成し、金沢市の認定を受けることが必要です。承認されれば、「認定新規就農者」となります。

【青年等就農計画とは？】
経営を開始してから、5年後の目標(農業所得約250万円/人)や、その達成に向けた取り組みを記載するもの

集落営農 の要件は

- ① 組織の規約の作成
 - ② 対象作物の共同販売
経理の実施
 - ③ 農業経営の法人化
 - ④ 地域における農地利用
の集積
- が要件となります。

※ ③、④については、金沢市が確実か否か判断します。

【問い合わせ先】

金沢市農業活性化協議会事務局(金沢市役所農業振興課) : TEL 220-2214
金沢市農業協同組合(米穀販売課) : TEL 237-3946